明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一）　一
〔告　示〕
○北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針の一部を改正する告示（内閣府・外務・国土交通一）　三
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（文部科学三）　六
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（同四）　一〇
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（同五）　二〇
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（同六）　三三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（同七）　三三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（同八）　四四
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（同九）　五五
〔官庁報告〕
法務
判決（最高裁判所）　五五
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　七一
裁判所
破産、免責、再生関係　七三
特殊法人等
国立研究開発法人科学技術振興機構入札公告の訂正、阪神高速道路株式会社都市計画事業、日本弁護士連合会公示送達関係　九九
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一〇〇
会社その他
会社決算公告　一〇〇

府令・省令

○内閣府農林水産省令第一号

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十七号）の施行に伴い、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年一月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　吉川　貴盛

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律施行規則（昭和三十六年総理府農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二条第二項第四号の主務省令で定めるもの）	（北方地域旧漁業権者等の協議指定）
第二条　［略］ ［項を削る。］	**第二条**　［同上］ 2　法第二条第二項第六号の主務省令で定めるものは、同号に規定する子及び孫に該当する者が一人の場合にあつてはその者とし、二人以上の場合にあつてはこれらの者がこれらの者のうちから協議して定める者（一人に限る。）とする。
（法第二条第二項第五号の主務省令で定める場合）	［条を加える。］
第二条の二　法第二条第二項第五号の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　法第二条第二項第五号の指定をする者（以下この条及び次条において「指定者」という。）が同号の指定を受ける者（以下この条において「被指定者」という。）と同一世帯である場合　指定者の年収（独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）が定めるところにより算定した一年間の収入の額。この条及び第二条の四において同じ。）が三百八十三万円未満であつて、かつ、被指定者の年収より少ない場合	